

令和 6 年度保険料率について (支部評議会における意見)

令和 5 年 10 月に開催した支部評議会において、協会は、

- ・ 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025(令和 7)年度に向けて後期高齢者支援金が増大していくなど、今後の協会けんぽの財政は楽観を許さない状況であり、支出の増加が見込まれていること等、楽観を許さない状況であること
- ・ 協会けんぽの財政について、持続可能性の観点から、「大きな変動がない限り、中長期的に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないこと(第 118 回全国健康保険協会運営委員会(令和 4 年 9 月 14 日開催)理事長発言要旨(本運営委員会資料 1-3「令和 6 年度保険料率に関する論点について(参考資料)」の 18 頁参照)

等について丁寧に説明した上で、特段の意見があれば「令和 6 年度保険料率についての支部評議会における意見」を提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	0 支部 (0 支部)	※ () 内は去年の支部数
意見の提出あり	4 7 支部 (47 支部)	
① 平均保険料10%を維持するべきという支部	4 0 支部 (39 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	6 支部 (7 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	1 支部 (1 支部)	

(保険料率の変更時期については、4 月納付分(3 月分)以外の意見はなし)

令和5年10月25日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（北海道支部）

（令和5年10月24日開催 北海道支部評議会）

【評議会の意見】

- ・評議会としての意見集約はなし。
- ・平均10%維持でやむを得ないという意見が多数であった。

【評議員の個別意見】

（被保険者代表）

- ・準備金が積みあがっている今の状況は、国庫補助率20%を国に求めるうえで足枷になっているのではないかと。準備金はどこまで積みあがるのが適正なのか。人手不足かつ最低賃金は上がり、小規模事業所は価格転嫁もできず厳しい状況の中、保険料は労使折半であり、双方が苦しい。今こそ国の出番ではないかと思う。
- ・令和6年度保険料率については、10%維持でやむを得ないと考える。一方、単年度で保険料率を上げ下げすることは健全とは思わないが、複数年の見通しをたて保険料率を下げられるときには下げることも必要ではないかとも考える。

（事業主代表）

- ・中長期的な見通しを立て平均保険料率10%を維持していくことにはやむを得ないと考えているが、10%を超えることはあってはならないと考える。

令和 5 年 10 月 24 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（青森支部）

（令和 5 年 10 月 19 日開催 青森支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率に関しては 10% を堅持するということが共通認識である
- ・ 試算についてはいろいろなパターンを出してもらって検討することがよい
- ・ 保険料率の変更時期については 4 月納付分からの変更でよい

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 平均保険料について、10% を堅持していくということはある程度長期的にも基本としていただきたい。
- ・ 保険料率の変更時期について、あえて変更することにメリット、デメリットが今のところないと思うので現状どおりの時期でよい。
- ・ 収支が良かったから保険料率を下げる、悪かったから上げるとしていくより、先を見据えながら慎重に検討していくべき。
- ・ 医療費の増加については、いろいろな条件、前提で変わらと思う。診療報酬の改定がどうなるのか、高額な医薬品がでるとか、そういった情勢も踏まえて医療費がどうなるかという問題であるため、いろいろなケースで試算し、楽観視するのがいいのか、厳しく見るのか、意見が分かれると思う。少なくともいえることは平均保険料率については 10% を堅持していくことを基本としていただきたい。

（被保険者代表）

- ・ 平均保険料率 10% というのは堅持をしていくべき。
- ・ 青森支部の保険料率が平均保険料率を下回る場合に、その分が他県に負担としてのしかかるという点については懸念している。多少なりともその差を埋める方策としてインセンティブ制度があると思うが、その制度について加入者にどのくらい認知されているのか、もう少し周知方法を検討すべきと考える。

令和 5 年 10 月 23 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（岩手支部）

（令和 5 年 10 月 17 日開催 岩手支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%維持は中長期的観点からやむを得ない。
- ・ 保険料率の変更時期は「令和 6 年 4 月納付分」からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 賃金の上昇に伴い、加入者一人当たりの医療給付費の伸び率が高くなることや、平均標準報酬月額推移予測等、理解が難しい部分があるため、加入者がより納得できるような説明をお願いしたい。
- ・ 高額な新薬の薬価収載について、医療費（薬剤費）に与える影響を考えると、保険給付範囲の在り方について、国への働きかけをさらに強化していくべきではないか。

（事業主代表）

- ・ 中小企業では収益は増収になっても減益となっており、負担が増えるのは厳しい。今まで準備金残高があまりにも積み上がりすぎているので、今後の見通しについて、納得性の高いデータを示してもらわないと理解しがたい。

令和 5 年 10 月 30 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（宮城支部）

（令和 5 年 10 月 27 日開催 宮城支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 協会財政の現状認識と中長期的な視点で安定した財政運営を目指すことについては、一定の理解ができるものであり、平均保険料率の 10%維持に異論はない。
- ・ 保険料率の変更時期は、4 月納付分（3 月分）からとすることに異論はない。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- ・ 事業主の立場からすると、少しでも保険料率を引き下げてもらいたい。しかし、事務局から示された試算をみると、どのケースでもいずれは準備金が枯渇し保険料率を引き上げなくてはならない状況となるため、以前から議論してきた通り、保険料負担のギリギリ（限界）である 10%を維持することはやむを得ないと考える。
- ・ “準備金が 4 兆 7414 億円積み上がっている”と数字だけで聞くとかなり余裕があると思われてしまうため、加入者が身近に感じられるような表現を使ってわかりやすく PR を行ってほしい。

（被保険者代表）

- ・ 平均保険料率の 10%維持はやむを得ないと考えているが、わずかに賃金が増えても物価上昇などで実感が得られない状況の中、社会保険料負担について関心を持つ被保険者も増えているため、わかりやすく納得の得られる説明を行ってほしい。

（学識経験者）

- ・ 学識経験者の立場として、示された資料をみる限りでは、平均保険料率の 10%維持は納得できるものであるが、事業主や被保険者の納得を得られることも大切であるため、納得の得られる説明を行ってほしい。また、支部間の取組や説明の格差で、宮城支部の加入者が苦しんだり、納得できないまま保険料負担したりすることが無いよう、他支部でよい事例があったら積極的に取り入れてほしい。

令和 5 年 10 月 24 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（秋田支部）

（令和 5 年 10 月 18 日開催 秋田支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%は事業主及び被保険者の限界水準であり、中長期的に維持していただきたい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 事業主や被保険者の負担の限界水準を超えないよう、平均保険料率 10%維持に努めていただきたい。

（事業主代表）

- ・ 平均保険料率 10%は限界水準であり事業主の立場としては、急激な保険料率の変化ではなく、安定した財政運営を行っていただくことが重要と考える。平均保険料率 10%維持でよい。
- ・ また、今年の春に賃上げが行われたが、来年以降も賃金上昇の傾向が続くのか見定める必要があるため、シミュレーションについては今後も議論する必要があると思われる。

（被保険者代表）

- ・ 今後の財政状況に関するシミュレーションのなかで、平均保険料率 10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならないことや、今後の後期高齢者支援金の増加を鑑みると、平均保険料率 10%維持は妥当である。中長期的に平均保険料率 10%を維持していただきたい。

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（山形支部）

（令和 5 年 10 月 18 日開催 山形支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率については 10%維持が妥当という意見が多数であったが、一部の評議員からは下げるべきという意見も出された
- ・ 保険料率変更の時期は、例年通り 4 月納付分（3 月分）からでよい

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 財政の赤字構造が解消されていないことに加え、財政状況悪化の健保組合の解散や、高額薬剤による影響など、不安材料があることを踏まえると、安定的な財政運営を目指すには、基本的にはこれまでと同様の立場を維持すべきではないか。
- ・ 将来的なところを見通して 10%維持というのは堅持していただければと思うが、限界水準であるということはもう一度認識していただきたい。

（事業主代表）

- ・ 実質賃金が増えていない中で、準備金が積みあがっているならば、保険料率は下げたほうが良い。
- ・ 準備金が枯渇してからでは間に合わないので、10%維持が妥当。

（被保険者代表）

- ・ 10%維持が妥当と考える。数年後準備金を取り崩さないといけないということだが、今現在、準備金が 1 か月以上あるならば、加入者としてはできれば下げてほしい希望もあるが、医療費の増加や後期高齢者の増加、高額な薬品の増加など、できるだけ準備金の積立が必要ではないか。

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（福島支部）

（令和 5 年 10 月 18 日開催 福島支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 保険料率 10.0%維持は妥当、やむを得ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 今年度の最低賃金の引き上げ率や、経団連、連合の賃金の引き上げ率ではシミュレーション以上の率となっている。シミュレーションに使われている 2.0%は甘いと感じるが、一番高い水準で想定しても、準備金に手を付けなければならず、10.0%維持が妥当ではないか。

（事業主代表）

- ・ 経営の安定化のため経営者の立場では、社会保険料は低いことが望ましいが、単年度収支差と準備金残高の推移だけを見ると、現状では準備金残高は積みあがる一方で、収支はプラスにしか見えない。
法定準備金は 1 か月とのルールがある中で、この状況はいかがかと思ってしまう現実があるが、コロナ禍を経て、世界情勢の変化、燃料費の高騰や物価高、最低賃金アップや医療費の上昇を考えると、不安定要素が多すぎて、今後の協会けんぽの安定運営を考えると平均保険料率 10.0%を維持しなくてはならないと思う。ただ、諸手を挙げての賛成ではなく、厳しい現状の中での事業主の意見である。

（被保険者代表）

- ・ 被保険者にとっても保険料率 10.0%は大きいですが、今後のことを考えると致し方ないと感じる。準備金残高については、検討の余地があるのではないか。

令和5年10月26日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（茨城支部）

（令和5年10月19日開催 茨城支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率は中長期的に10%維持するべき。
- ・ 保険料率の変更時期は令和6年4月納付分（3月分）からで問題なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 財政基盤の安定を図る意味から、保険料率の10%維持に賛同する。令和6年4月納付分変更で問題はない。積み上がっている準備金については簡単に崩して活用できるものではないことは承知しているが、慎重かつ丁寧な議論を重ね、さらに事業主、被保険者の意見も広く聞きながら、準備金の在り方についてわかりやすい広報を展開すべきである。

（被保険者代表）

- ・ 近年、若干ではあるが賃金が上昇する中、5年間の収支見直しを見ると、2025年度以降の賃金上昇率で試算しても数年後には収支差が赤字、準備金を崩さないといけない状況から、10%維持はやむを得ない。しかし、将来厳しい状況がすでに予想されるのであれば、準備金の積み上げだけでなく、国庫補助率の引き上げについても協会全体で国に対して働きかけをお願いしたい。

（事業主代表）

- ・ 今年度から本格的にスタートした「更なる保健事業の充実」の中の健診費用自己負担額軽減は非常にありがたいと感じている。来年度以降は付加健診も変更されるので楽しみである。しかし、やはり準備金が毎年積み上がっていることは目につくので、一部の健康保険組合で行っているような人間ドック受診のための補助金やメンタルヘルス対策や歯科検診等新たな分野での費用補助もあると、従業員の健康意識をより高めるツールになるのではないかと。

令和5年10月25日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（栃木支部）

（令和5年10月24日開催 栃木支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率10%維持及び変更時期（令和6年4月納付分から変更）について異議なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 厳しい財政状況が続くことを鑑みて平均保険料率10%維持はやむを得ない。

（事業主代表）

- ・ 平均保険料率10%維持が妥当と考える。

（被保険者代表）

- ・ 中長期的に安定した運営を行うためには、全国平均10%を維持すべきと考える。準備金がかここ数年積みあがっている状況ではあるものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が解消されていないことや、保険料収入の増加が今後は続くとは期待しがたいこと、後期高齢者支援金の増加が見込まれること、高額な医薬品などの関係で医療費の伸びに大きく影響する可能性があることが理由である。
- ・ これまでも平均保険料率10%が負担の限界であるという話が出ていたが、出来る限り長く平均保険料率10%を超えないようにあらゆるケースを想定しながら医療費を増やさない努力が引き続き必要と考える。
- ・ 保険料率の変更時期については、時期の変更は現場の混乱を招く可能性があるため、従来通り4月納付分から変更が望ましい。

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（群馬支部）

（令和 5 年 10 月 23 日開催 群馬支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率について、10%維持を支持する考えに賛成である。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 6 年 4 月納付分からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 今後、後期高齢者支援金が増加していくことは分かっているが、高齢者の医療費は若い時からの生活習慣が大きく影響していると考えられる。若年期の内にアプローチし生活習慣の改善を図ることが大事であり抑制につながるのではないかと。
- ・ 従来からの収支見通しにおいて、今後は単年度収支の赤字化により準備金の減少が想定されており、協会けんぽからの抜本的なアクションの提示を期待したい。

（事業主代表）

- ・ 9 月 20 日の運営委員会における委員の指摘事項で追加した資料に基づけば、10 年後も準備金の減少が抑えられる状況も考えられることから、保険料率は 10%維持でよいのではないかと。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率の変更時期については、事業所の事務担当者としても例年の業務として慣れている 4 月納付分からがよい。

令和 5 年 10 月 25 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（埼玉支部）

（令和 5 年 10 月 24 日開催 埼玉支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10.0%を維持すべきという意見である。
ただし、遠くない将来に単年度収支で赤字となる時期が到来することから 10.0%維持を支持するものである。しかし、協会としても引き続き保険財政の持続性の観点から制度改正など国への働きかけを強化していくこと、協会の保険財政の仕組み・現状、特に赤字構造でありながら準備金が毎年度積み上がることに
ついて加入者・事業主へより理解が深まる広報をさらに進めていくこと、都道府県料率が一定期間変動しない仕組み、フォーミュラ（料率の算定方法）の見直しについて検討をいただくこと、以上の 3 点を実施いただくようお願いしたい。
- ・ 事務処理の手続き上、4 月納付分からの変更が慣例となっていること、混乱、事務処理ミス防止の観点からも、これまで通り 4 月納付分からで異論はない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 都道府県料率の議論となると、毎年、支部ごとに上昇・下降を繰り返している。その点について、移動平均を取るなど、毎年料率の変動しないような仕組み、フォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討いただくよう、あらためてお願いしたい。

（事業主代表）

- ・ 協会の保険財政の仕組みや準備金が積み上がる状況であっても協会の財政は楽観できないことについて、漫画や動画など様々な媒体を活用した加入者・事業主へのわかりやすい広報を進めていただきたい。

（被保険者代表）

- ・ 特になし

令和5年10月24日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（千葉支部）

（令和5年10月23日開催 千葉支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率10%維持でよい。
- ・ 今後もできるだけ長く平均保険料率10%を維持できるよう財政運営していくべき。
- ・ 保険料率変更時期について、令和6年4月納付分(3月分)からで特に異論はなし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 令和6年度及び今後もできるだけ長く平均保険料率10%を維持していただきたい。また、協会けんぽの財政が厳しい状況であることについて加入者及び事業主の理解を深めるための周知広報を実施し、加入者の健康増進への取組推進により、財政改善に努めていただきたい。

（事業主代表）

- ・ 平均保険料率10%維持でよい。

（被保険者代表）

- ・ 平均保険料率10%維持でよいが、10%据え置きが現在まで10年以上続いているので、支部としても今までの事業運営等について効果検証を行い医療費抑制に取組むべきではないか。その上で加入者に対して10%維持すべき理由を示し、納得感を持って保険料を支払っていただくことが重要である。
- ・ 健康保険組合も協会けんぽ同様に厳しい財政状況であるため、解散の動向にも注視しつつ被用者保険のセーフティネットとして財政運営する必要がある。

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（東京支部）

（令和 5 年 10 月 23 日開催 東京支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 「平均保険料率 10%の維持は致し方ない」という意見で一致したことから、東京支部評議会としては平均保険料率 10%維持とする。
- ・ 保険料率の改定時期については、「4 月納付分」から変更とする。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 医療給付費の伸び率については、コロナの受診控えも含んだ 4 年平均で 3.1%と試算しているが、今後はさらに高い伸び率で推移していくのではないかと考える。

（事業主代表）

- ・ 事業主側としては、ゼロゼロ融資の返済も始まり、平均保険料率 10%維持でも高いと感じている。ただし、今後の財政状況を考えると 10%は致し方ないとも考える。再三、意見を述べているが、国庫補助率は 16.4%で納得しているわけではないので、上限 20.0%への引き上げについて議論を進めてほしい。
- ・ 平均保険料率 10%を維持していても、いつかはマイナスになる。マイナスになる前に国庫補助の議論を進めなければ、経営者には非常に負担が大きくなる。経済政策に掲げるなど今までと別な切り口で進めないと、いつまでたっても同じ議論の繰り返しではないか。

（被保険者代表）

- ・ 保険料は、労使折半のため労働者にも使用者にも負担となっているが、賃上げによって労働者の収入が増えても、それに伴って負担する保険料も増えてくるため、経済実態面からは可処分所得は増えない。賃上げムードと減税で社会保険料の負担感が隠れてしまっている。国庫補助率の国へのアプローチとして、連合にも協力を依頼し働きかけていくことは可能ではないかと考える。

令和 5 年 10 月 27 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（神奈川支部）

（令和 5 年 10 月 26 日開催 神奈川支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率は 10%維持もやむをえないが、準備金残高の適正水準については、可能な限りの説明を今後も行ってもらいたい。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- ・ 単年度収支差は 2010 年以降黒字が続いており、準備金残高は確実に増えている状況で、予算規模に対して準備金が 50%近くの規模まで膨れ上がっている。将来的に財政が厳しくなることは理解できるが、現在の準備金残高をどう評価しているのか、適正な準備金残高の水準についての見解を伺いたい。

（被保険者代表）

- ・ 収支差や準備金について、将来的にマイナスになることの説明はされるがマイナスになった際の対応案の説明がないため、先行き不透明感を感じる。保険料率を下げてもらいたいが、被保険者数の伸び率が急激に鈍化していることや、医療費も伸びているとのことであるため、引き続き収支均衡に努めてもらい、平均保険料率を 10%で維持することでやむを得ないと思う。被保険者が現在の状況を理解できるように引き続き分かりやすい丁寧な広報をお願いしたい。

令和 5 年 10 月 30 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（新潟支部）

（令和 5 年 10 月 27 日開催 新潟支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和 6 年度の保険料率について、中長期的に見て現状維持が妥当。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 準備金が積み上がっている状況であるが、コロナ禍による受診控え、高齢者の支援金の精算という一時的な理由によるものである。その後の医療費支出は伸びており、いずれのシミュレーションでも数年後には収支差がマイナスになるため、保険料率 10%を維持して将来に備えることが必要と考える。

（事業主代表）

- ・ 賃金上昇率について、昨今の賃上げの状況や、物価の上昇が社会的に容認されつつある状況から、さらに賃上げに向かっていくと思われる。
- ・ しかし、中小企業の賃上げは厳しい状況にあり、それを踏まえて検討することも必要ではないかと考える。

（被保険者代表）

- ・ 運営委員会で「納得感の得られるように」という意見があったが、保険料負担の部分のみ取り上げられ、医療を享受しているメリットがあまり取り上げられない。給付のメリットの部分で、加入者が理解できるような機会も必要と考える。

令和5年10月26日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（富山支部）

（令和5年10月23日開催 富山支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率は可能な限り10%を維持すべき。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 事業所が健保組合から協会へ移る動きもあり、加入者が増える中で料率をどうするかも大切なところ。今の準備金は、現在の加入者数を踏まえた将来の備えを含めて10%の平均保険料率で維持しているが、将来的な加入者の移行がある中での負担水準を考えなければならない。

（被保険者代表）

- ・ 準備金が積み上がっているので保険料率を下げてもよいのではないかという思いはあるが、制度を持続可能にするためには平均保険料率10%維持が重要と考える。準備金が今後減る方向であるという説明もあったので、平均保険料率は10%維持でお願いしたい。

令和5年10月26日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（石川支部）

（令和5年10月25日開催 石川支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率については10%の維持は理解できるという意見であった。
- ・ 保険料率の変更時期については令和6年4月納付分からで異論はなかった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 県の最低賃金審議会に参画しているが国からの引上げ圧力を強く実感しており、収支見通しの試算の前提とする賃金については、もう少し高い上昇率についても試算すべきと考える。

（被保険者代表）

- ・ 協会けんぽの財政は赤字構造で国庫補助が今後の医療保険財政に大きな影響を及ぼすことから、国庫補助率の拡充について今後も要請が必要である。

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（福井支部）

（令和 5 年 10 月 19 日開催 福井支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和 6 年度平均保険料率を 10% で維持することは致し方ない。
- ・ 保険料率の変更時期は令和 6 年 4 月納付分（3 月分）が妥当。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 様々な試算からも、4、5 年後には収支が単年度赤字となり準備金の取り崩しが始まる。平均保険料率 10% 維持は致し方ない。
- ・ 保険料率の変更時期については、今までの継続性から 4 月納付分からでよい。

（事業主代表）

- ・ 社会情勢や現在の状況を考えると、医療保険制度維持のために平均保険料率 10% はやむを得ない。

（被保険者代表）

- ・ 保険料率は低いほうがありがたいが、今後のことを考えると平均保険料率 10% を維持するしかない。平均保険料率 10% 維持に向け、健康づくりや医療費適正化にかかる様々な取り組みを行ってほしい。
- ・ 保険料率の変更時期は 4 月納付分からでよい。

令和 5 年 10 月 30 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（山梨支部）

（令和 5 年 10 月 26 日開催 山梨支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率は 10%維持で異論なし。
- ・ 保険料率の変更時期は令和 6 年 4 月（3 月分）からで異論なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 試算からは将来準備金を取り崩さなければならない状況にあるが、10%を維持していくためには、（必要な医療を抑えるという意味ではなく）一人当たりの医療費をどの程度抑えるかという目標の設定は必要だと考える。保険者と加入者が意識を共有することが重要である。

（事業主代表）

- ・ 民間企業では当然のことだが、目標がないと無駄を省くことは難しい。保険料率を上げないためには、支出（医療費等）を抑える必要があり、10%を維持するための医療費等の上限目標の設定が必要ではないか。

（被保険者代表）

- ・ 準備金の残高を見ると、保険料率を一時的に下げても良いのではないか。
- ・ 資料の収支見直しを確認すると平均保険料率 10%は仕方がないと思う。

令和5年10月27日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（長野支部）

（令和5年10月26日開催 長野支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率を中長期的視点で捉え議論することに対して理解はできるため、令和6年度の平均保険料率を10%に据え置くことに賛成する。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和6年4月納付分からで異存ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 準備金残高が枯渇してから急激に保険料率を上げることは望ましくない。準備金残高がどのくらいの水準に低下したら、平均保険料率を上げる議論を開始するのかを検討すべき。
- ・ 後期高齢者医療制度に対する拠出金が、適正な運営に使用されているのかを保険者としてチェックすべき。

（事業主代表）

- ・ 急激に保険料率を上げることは避けてほしい。最近の賃金上昇率の好調さを維持することは現実的に難しいため、準備金残高の枯渇に直面してから急激に保険料率を上昇させることにならないように、段階的に10%を超えて平均保険料率を上昇させることについても視野に入れて議論すべき。

（被保険者代表）

- ・ 特になし

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（岐阜支部）

（令和 5 年 10 月 24 日開催 岐阜支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率を可能な限り長期にわたって 10%で維持すること、変更時期については令和 6 年 4 月納付分（3 月分）からとすることについて、異議なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ いずれ保険料率 10%を維持できないというシミュレーション結果が示されているのであれば、そろそろ保険料率を上げる議論も始めていくべきではないか。

（事業主代表）

- ・ 保険料率の振れ幅が大きいと事業所の経営に影響が大きいと、保険料率は安定的に推移するようにすべきである。
- ・ 賃上げのシミュレーションを示しているが、中小企業の賃上げは過度に期待しないほうが良い。

（被保険者代表）

- ・ 単年度収支が原則というのであれば、本来黒字が出れば保険料率を下げるべきだが、10 年先までのシミュレーション結果を示されると 10%維持という結論にしかない。
- ・ 将来的には保険料率を上げる必要があると思うが、その議論をいつから始めるのか準備金残高などで目安を決めておくべきではないか。
- ・ 被保険者の立場からすると、10%から保険料率を上げる場合は物価高のため経済的負担が大きく、健康保険制度への反発がないよう丁寧な説明をする必要がある。

令和 5 年 10 月 25 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（静岡支部）

（令和 5 年 10 月 24 日開催 静岡支部評議会）

【評議会の意見】

- これまでも保険料率の議論については、中長期的な視点で考えるという立ち位置で理解しており、平均保険料率 10%を維持したとしても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しであることを踏まえると、平均保険料率 10%を維持することが妥当と考える。
- 変更時期については、例年通り 4 月納付分（3 月分）で異存ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 準備金が令和 4 年度末の時点で約 5.6 か月分となっており、見方によってはあっという間に枯渇してしまう可能性もあることから、心もとないのではないか。

（事業主代表）

- 準備金については現在も多少運用されているようであるが、約 4.7 兆円も積み上がっている状況であるので、更に積極的な運用を行うことで今後の保険料率の上昇を抑えるファクターになると考える。

（被保険者代表）

- 特になし

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（愛知支部）

（令和 5 年 10 月 23 日開催 愛知支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 : 10%維持はやむを得ない。
- ・ 保険料率の変更時期 : 反対意見なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 協会けんぽの過去の賃金上昇率の推移をみるとかなり低調であり、厳しい財政状況が続くことが想定される。将来的にも 10%は維持していただきたい。

（事業主代表）

- ・ 少子高齢化による人口構成の変化、医療費の動向、後期高齢者支援金の増加、高額医薬品の保険適用等、今後の見通しにおいて財政上の課題がたくさんある中で、10%維持はやむを得ない。
- ・ 9月の運営委員会での意見を踏まえた試算では、現在の準備金残高が維持できる試算も示されているが、賃金上昇率 2%の見込みは大企業ならまだしも中小企業にとっては非常に厳しい数字。
- ・ 中小企業では競争原理が働いて、現実的には賃上げが難しい。将来的に賃上げが見込めない中で、10%維持はやむを得ない。

（被保険者代表）

- ・ 5年収支見通しにおいて、今後 10 年間の試算も示されているが、高い賃金上昇率であっても 5 年から 10 年先にかけて財政状況が特に厳しくなっている。平均保険料率 10%が限界であると認識しているとの理事長発言もある。5 年先、10 年先を見据えた事業運営を行うとともに保険者機能をより一層発揮することにより、10%は維持し続けていただきたい。

令和5年10月27日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（三重支部）

（令和5年10月27日開催 三重支部評議会）

1. 平均保険料率について

【評議会の意見】

- ・ 令和6年度保険料率について、三重支部評議会の意見としては、保険料率を引き下げるべきとの意見は無く、平均保険料率10%を維持すべきという意見であった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 保険料率10%はやむを得ないと考えるが、高齢化と後期高齢者への支援金の増加予測等の積み立てが増えることに対する説明が必要と考える。
また、協会けんぽの保険料収入の増加のため、加入者を増やすべきと考える。立法論にはなるが、医師国保や弁護士国保等の協会けんぽと共通性や類似性を有する職域国保を取り込む立法政策を働きかけられないか。

（事業主代表）

- ・ 特になし

（被保険者代表）

- ・ 保険料率10%はやむを得ないが、今年度は全国的に最低賃金が引き上げとなる中で少しは賃金を増やしている企業が多いと思う。今後も引き続き議論が必要である。

2. 保険料率の変更時期について

【評議会の意見】

- ・ 令和6年度保険料率の変更時期について、意見はなかった。

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（滋賀支部）

（令和 5 年 10 月 20 日開催 滋賀支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率をどうするかについては、これまでの経緯や、今後の見通しからも判断が難しく、10%維持は必要という意見や、単年度収支均衡の原則から保険料率を引き下げるべきという意見、国庫補助率の引き上げ、準備金残高が法定率を超えて増大し続けている状況に対して適正水準を求める意見や、事業主・加入者への還元など少しでも負担軽減につながることを考えるべきといった意見があった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・コロナも含めた昨今の社会情勢や、物価や人件費の上昇などを踏まえると、やはり中小企業の状況は厳しい。少しでも負担を軽減すべきであり、国庫補助率引き上げに向けたアプローチが望まれる。
- ・準備金が法定された 1 か月分を超えて積み上がる状況が続いているので、準備金の適正水準を明確にしてもらいたい。
- ・現在の準備金の状況は制度の趣旨から逸脱しているのではないか。法定準備金は突発的事態に備えるためのものであり、短期給付である健康保険において、ここまで準備金が積み上がっている状況は、今の制度が想定していない事態だと思う。中長期的なスパンで見るとすれば、負担を事業主と加入者だけに求めるのではなく、国庫補助率の引き上げも必要である。
- ・通常はこれだけの黒字があれば運用すべきである。協会として出来ることと出来ないことがあるとは思いますが、将来、赤字にならないようにどうするかを考えるのが協会の仕事である。

（事業主代表）

- ・平均保険料率を据え置くのか、引き下げるのかについては、先の見通しからも判断が難しいが、基本線として、やはり事業者の負担を下げることを考えてほしい。その方策として、国庫補助の充実のため、引き続き、国の審議会等で積極的な発言をお願いしたい。
- ・単年度収支均衡の原則からして、一旦保険料率を引き下げて、そこからシミュレーションをし直すような議論も必要である。
- ・明らかに準備金が積み上がっている状況だが、これまでの経緯や国庫補助を受けている状況等を踏まえると、10%維持もやむを得ないと感じる。将来に向け、国庫補助率の引き上げを訴え続けていただくとともに、事業主や加入者の負担軽減を図ってほしい。

（被保険者代表）

- ・昨今の賃上げや物価高の中、社内では身近なことは話題に上がるが、保険料の話はあまり出ない。もっと関心を持ってもらえるよう、現状を強く発信していくべきである。
- ・準備金が増え続けている状況ではあるが、10%維持も必要である。過去と現在の収支見込みには若干のズレがあり、収支を見通すのは難しいと思うが、ここまで準備金が積み上がると、保険料率を引き下げるべきだという意見も出てくると思う。健診の補助率を上げた時のように、事業主・加入者に還元する方法をさらに検討すべきである。

令和 5 年 10 月 25 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（京都支部）

（令和 5 年 10 月 16 日開催 京都支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率については、可能な限り 10%を維持してもらいたいという意見で一致した。
- ・ 変更時期については 3 月分からで異論はなかった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 健康保険料 10%という数字的には合理的な数字。

（事業主代表）

- ・ 積み上がった準備金で、健康診断の補助を手厚くしたり、データヘルス計画等で蓄積したデータを活用し、予防の段階で手の打てる施策へ充ててほしい。

（被保険者代表）

- ・ 高齢化に伴い医療費が減ることはない現状で、保険料率を下げるのはどうかと思う。できるだけ長く平均保険料率 10%を維持してほしい。
- ・ 今後、賃金上昇率は 0.7%より高い数値になると感じる。賃金上昇率が高い場合のシミュレーションでは準備金が増加しており、将来を見越して積み上げているという理屈は通らなくなる。今後、準備金をどこまで積み上げるかの基準についても議論が必要。

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（大阪支部）

（令和 5 年 10 月 23 日開催 大阪支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和 6 年度保険料率について、中長期的な運営を見据え、10%を維持することはやむを得ないが、10%を超えないよう抜本的な赤字構造の解決策について議論するべきではないか、都道府県単位保険料率の算定方法を見直すべきではないかという意見が出された。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 保険料率を下げるのは難しくても、10%をいかに長期間維持できるようにするか、同時に赤字構造をどのように解消するのかを考えていただきたい。適正な受診を効果的に推進することも大切である。
- ・ 試算シミュレーションが正しいとすれば、中長期的な視点から 10%を維持するのは止むを得ないと考える。一方で、大阪支部は調整後の保険料率が 10%を上回っており、都道府県別の保険料率決定方式については、見直しをお願いしたい。
- ・ 本来は引下げが望ましいのかもしれないが、10%に据え置いたとしても将来的に赤字になるのであれば、10%維持が妥当である。10%を長期的に維持するために、健診受診、重症化予防に力をいれて医療費の削減につなげていただきたい。

（事業主代表）

- ・ 保険料率の議論は、支出の抑制について、対策を講じて少しでも成果をあげてからするべきである。全国と比較して高額となっている大阪支部の歯科診療費の抑制や、医療費抑制につながるような保険点数の改正などを検討していただきたい。
- ・ 景気が良くなってきているとはいえ、物価高等で賃上げが難しい企業もまだ多くあることから、保険料率については、下げることは無理でも維持できるように努力していただきたい。

（被保険者代表）

- ・ 大阪では 10%から少しずつ上がっており上がり続けているという印象。10%をキープするためにはどうしたらよいのかという議論をもっとしていただきたい。
- ・ どのような条件で試算してもいずれは赤字となってしまうので、根本的な解決についてどうしていくのかというところを議論していただきたい。
- ・ 賃金が上昇しても、保険料率が上がれば、事業主・被保険者ともに負担が大きく、賃金を上げたくても上げられないという声もある。

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（兵庫支部）

（令和 5 年 10 月 24 日開催 兵庫支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率については、引き下げるべきという意見と、10%維持でもやむを得ないという意見があった。
- ・ 議論のもととなるシミュレーションについて、事務的に従来通りのものを出すのではなく、実情に合わせたものを提示してほしいという意見があった。特に、賃金の伸び率について、政府政策や直近の動向を加味して、シミュレーションにおける賃金の伸び率を高く設定したパターンを示すべきという意見が多かった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 先行きが不透明な中、制度的な変化を起こすのはいかなものかと考えているが、将来のために備えるというレベルを超えて積み立てている印象であり、これで将来に備えるためといっても説得力を持ち得ない。平均保険料率の引き下げといった経済全体への消費の還元を検討するとともに、シミュレーション等のデータの出し方も見直すべきではないか。
- ・ 準備金の余剰について国庫補助の動向を懸念すべき。国庫補助の減額がなされれば、それなら平均保険料率を引き下げた方が良かったということになり、将来のために平均保険料率 10%を受け入れてきた事業主・加入者を裏切ることになる。そうならないよう留意していくべき。

（事業主代表）

- ・ シミュレーションで使用する賃金の伸び率について、政府は 2030 年までに最低賃金を 1,500 円にする方針で、その達成のためには現在の伸び率でも足りない。そのためこのシミュレーションには悲観的な憶測なのではないかという疑義もあり、この現状で平均保険料率 10%維持と言われると、やはり納得がしづらい。
- ・ 平均保険料率 10%維持の方針が変えられないのであれば、それはやむを得ないが、準備金を取り崩していく方法について、方針を示すべきではないか。準備金がこれだけ積みあがっていると、他の国家予算に回される懸念もある。

令和 5 年 10 月 30 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（奈良支部）

（令和 5 年 10 月 25 日開催 奈良支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 現在の平均保険料率 10%維持について異論はなかった。
- ・ 令和 6 年度保険料率の変更時期について、令和 6 年 4 月納付分（3 月分）からで異論はなかった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 特になし

（事業主代表）

- ・ 特になし

（被保険者代表）

- ・ 特になし

令和 5 年 10 月 27 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（和歌山支部）

（令和 5 年 10 月 25 日開催 和歌山支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 10%維持という意見が多数であった
- ・ 変更時期については令和 6 年 4 月納付分からで意見一致

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 今回の重要論点は、賃金上昇率の見込みであると考えている。最初の資料では、賃金上昇率を 1.4%、0.7%、0.0%で見込んでいたが、最近の賃金上昇率をみると疑問があった。しかし、運営委員会で意見のあった賃金上昇率 2.0%の指針は賛同できる。ただし、最低賃金の上昇率が高いこともありある程度の期間は上昇するが、最低賃金の上昇が落ち着いた段階でその後の賃金上昇がどうなるのかは不明な点が多いため、その後の賃金上昇を注視する必要がある。
- ・ 気になった点は、7 月 21 日の運営委員会の主な意見の中で述べられている国保の医療費が高い県は、協会けんぽの医療費も高い点である。自分たちの受療行動が保険料にどのような影響を及ぼすのか、しっかりと広報していく必要があると感じている。

（事業主代表）

- ・ 今後も後期高齢者支援金の増加が続き、健康保険組合の 8 割が赤字になっているなど、マイナスイメージばかりが並べられている。
- ・ このような不安定な状況の中、国庫補助を 20%にしていきたい。先々のことを考えるよりも、今何とかすることが肝心である。減税等の議論も進んでいるが、協会けんぽへの国庫補助の増額も行っていきたい。非正規社員が増えた場合、保険料収入の増加は見込めないものと考えられるため、財政が悪化した場合すぐに、補助金を 20%とするため、今から国への働きかけを、強くお願いしたい。（法律上の国庫補助の上限が 20%となっているが現状は、上限より低い状況であるため、いざ準備金を取り崩さざるを得ないときに備えておくべきである。）

(被保険者代表)

- 今後、赤字に転落する見込みの中で、どのような対策を行っていくのかが見えてこない。
- 先ほども意見があった最低賃金の問題であるが、時間給等は確かに上昇しているが、一方で労働時間を下げる動きもあり、今、話題となっている収入の壁の話もあるように、最低賃金の上昇が保険料収入の上昇に直結するかは疑問である。その点も考慮してシミュレーションする必要がある。
- また、大手企業の賃金上昇は有ると思うが、大手は健保組合を作っており、協会けんぽ加入事業所の賃金上昇率を把握してより正確な見込みを作成する必要があると思う。
- その状況を把握したうえで、評議会の議論を進めていかなければ意味がないものになると考えている。本部に対し資料の出し方等の提言を行うようお願いする。

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（鳥取支部）

（令和 5 年 10 月 20 日開催 鳥取支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 一部の評議員から引き下げの意見もあったが、平均保険料率は 10%維持の意見が多数を占めていた。
- ・ 保険料率の変更時期については、令和 6 年 4 月納付分（3 月分）からで異論なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 先の状況がわからない中やむを得ず 10%維持でしかないが、過去 9.5%から 10%に引き上げたように準備金が積みあがった今逆に引き下げてみてはとも思う。
- ・ 50 年 100 年続く制度維持のため、次の世代への負担をなるべく減らすことを考えた場合シミュレーションを素直にみて、10%維持と言わざるを得ない。

（事業主代表）

- ・ 賃上げの状況ではあるが、労働人口減少等将来のことを考えると 10%維持で仕方がない。

（被保険者代表）

- ・ 引き下げてほしいが急激な引き下げなどは反動が懸念され、コロナ明けの不安定な状況のため 10%維持で様子を見たい。
- ・ 赤字構造も変わらず、労働人口減少であれば 10%維持しかない。ただ現状の準備金積み上がり、前提条件の読み切れなさはわかるがシミュレーションの違いが気になっている。
- ・ 賃上げと言いつつも手取りの実感はない状況。準備金がここまで積みあがっている今、自分たちの健康の維持増進の行動によって保険料率などが変わること理解してもらうために引き下げてみて、被保険者に自身の健康を自分で守ると認識させる機会にしたい。

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（島根支部）

（令和 5 年 10 月 17 日開催 島根支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 概ね平均保険料率は 10%維持という意見であった。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 6 年 4 月納付分（3 月分）からが良いという意見であった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 協会けんぽの収支見通しからすると、財政の赤字構造が解消されない限り平均保険料率 10%維持を消極的に賛成せざるを得ない状況である。
- ・ 給料が上がっている実感がないうえに、全国的に物価が上昇している厳しい状況の中ではあるが、医療給付費が構造的に増加傾向にある状況においては、平均保険料率を 10%に維持せざるを得ないと考える。

（事業主代表）

- ・ 島根県の建築、土木、製造業関係の中小企業の経営は依然として厳しい状況であり、平均保険料率の引き下げを要望したいのが正直なところである。しかしながら、当面の間の医療保険財政の安定を維持するためには、平均保険料率 10%維持は、やむを得ないと考える。
- ・ 中長期的な安心のために平均保険料率の 10%維持がやむを得ないということはある程度理解できるが、協会けんぽは、国内外の情勢等を加味したより精度の高いシミュレーションを示し、加入者の方の理解を得る必要がある。

（被保険者代表）

- ・ 社会保障の観点から、全国一律の保険料率とすべきという考えであり、都道府県ごとに保険料率が異なることには反対である。ただし、この制度が前提である場合、中小企業の賃金は上がった実感がなく、これ以上の保険料負担は厳しい状況であるため、平均保険料率は 10%に維持していただきたい。
- ・ 協会けんぽの収支見通しによれば、平均保険料率を 10%に維持すれば、当面の間は安定的な制度運営が出来るとの見込みであろうが、いずれは準備金が枯渇するというシミュレーションでもあるので、将来的な不安を感じる。

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（岡山支部）

（令和 5 年 10 月 20 日開催 岡山支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10%は引き続きやむを得ない。
- ・ 保険料率の変更時期は令和 6 年 4 月納付分（3 月分）からが良い。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- ・ 今すぐ保険料率を上げて被保険者や事業主の自己負担を増やすのは望ましくはないが、将来的に上げざるを得ないことは承知している。

令和5年10月18日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（広島支部）

（令和5年10月17日開催 広島支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率10%は維持していくべき

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 保険料率が毎年大きく変更になることは事業主・加入者の不安を煽る。将来を見据え、現状維持に努めるほうが安心に繋がると思う。

（事業主代表）

- ・ 政府の要請により賃上げを行っても、保険料率10%では社員の手取り額としては増えない状況。10%が限界水準である。

（被保険者代表）

- ・ 平均保険料率10%に特段の異議なし。

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（山口支部）

（令和 5 年 10 月 24 日開催 山口支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和 6 年度平均保険料率は 10%、改定時期は 3 月分から意見集約。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 保険料率が下がるとメリットもあるが、何かあったときに安心して医療を受けられる国民皆保険が必要と思うのであれば、保険料率は 10%ぐらいを維持しておいた方が長い目をみたときに県民の安心、安全につながると思う。

（事業主代表）

- ・ 前提となる賃金上昇率が低く、保険料率を高めを設定したいという意思が働いているのではないか。（保険料率を下げる、上げるといったことまでは言及なし）
- ・ 協会けんぽの運営について、無駄を省くところはないのか。事務の効率化をする際に DX を活用するなど、保険料率を維持するのであれば、協会けんぽ側の取組も必要である。

（被保険者代表）

- ・ 特になし

令和5年10月25日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（徳島支部）

（令和5年10月24日開催 徳島支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 5年収支見通し、後期高齢者支援金の負担増などを考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ないと考える。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和6年度4月納付分（3月分）からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 5年の収支見通しを試算する際に、賃金上昇率だけでなく物価上昇率も考慮に入れた試算を行うべきである。
賃金は上昇基調にあるものの急激な上昇は見込めず、物価については短期的な上昇が顕著である。平均保険料率10%を維持したとしても、加入者にとっては実質的な負担増により割高に感じる可能性がある。物価上昇率も加えた試算を行い、加入者の負担増加も考慮した説明を実施すべきである。

（事業主代表）

- ・ 特になし

（被保険者代表）

- ・ 特になし

令和 5 年 10 月 26 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（香川支部）

（令和 5 年 10 月 23 日開催 香川支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率 10% で問題ないとする。
- ・ 変更時期は令和 6 年 4 月納付分（3 月分）からで問題ないとする。

令和5年10月23日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（愛媛支部）

（令和5年10月19日開催 愛媛支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率については中長期的に考え、できる限り10%を維持することが望ましいことから、令和6年度は10%を維持することでやむを得ない
- ・ 保険料率の変更時期については4月納付分からよい。
- ・ 準備金は医療費の伸びを抑える事業に活用し、できるだけ長く保険料率10%を維持してもらいたい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 保険料率について、10%維持やむなしの意見である。数年後には単年度収支はマイナスになるとされており、保険料率引き上げの議論もしなくてはいけない状況である。一方で、現在の保険料率10%は事業主・被保険者の負担の限界水準であるということなので、選択肢としては現状維持するしかない。
- ・ 保険料率10%維持はやむを得ないと考える。また、保険料率の変更時期についてもご提案のとおりでよいと考える。
保険料率については、今後上げる議論が必要となるため、資料のシミュレーションについても、保険料率を上げたパターンを示すことも検討していただきたい。

（被保険者代表）

- ・ 標準報酬月額は上昇しているが、赤字構造は変わっていない。
準備金について、保険料率を下げることに使うのではなく、将来の医療費を削減するための事業に使用することで、いずれ訪れる保険料を引き上げるタイミングを遅らせることができると考える。

令和5年10月25日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（高知支部）

（令和5年10月20日開催 高知支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和6年度平均保険料率は10%の維持が妥当ではないか。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 抜本的な制度見直しも含めて、健康保険制度を維持していくという視点をもって考えていかないといけない。
- ・ 協会の厳しい財政状況をアピールし、加入者と危機感を共有する必要がある。

（事業主代表）

- ・ 健康保険制度維持のためには、現時点では保険料率の据え置きと受診者側の意識変容が必要となる。
- ・ 事業所でもトップが現状を知らないところが多く、トップ・従業員に対する周知と他団体を通じて広報を行うなどして、全体に危機感を共有していく必要がある。

（被保険者代表）

- ・ 国へ国庫補助率を上げてもらうように要請が必要となると考える。被保険者としては10%保険料率での負担が限界である。
- ・ 赤字構造の中では医療費を削減させるための取り組み（ジェネリック医薬品への移行）とともに、個人の行動変容も重要になってくるのではないかと。

令和 5 年 10 月 30 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（福岡支部）

（令和 5 年 10 月 25 日開催 福岡支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率について 10%維持でやむを得ないとの意見が多数を占めたが、一方で引き下げるべきとの意見もあった。
- ・ 保険料率の変更時期について、4 月納付分から変更で特に異論なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 準備金の積み上げについて、コロナのような感染症が蔓延した時のために、備えを怠らないようにしておく部分もあると考える。一方で、現状を踏まえ準備金を取り崩して保険料率を少し改善していくとの意見があることも理解できる。ただ、今後の見通しを踏まえると、手堅く維持していきたいというのが組織としての考えではないか。
- ・ 保険料率の議論において、被保険者への還元を求める意見と準備金を維持していきたいとのそれぞれの立場がある。落とすところとして、支出を抑えるために、医療費の適正化や、予防事業等で被保険者へ還元していく取組に力を入れて、被保険者の方々を納得させていく方向に向かってほしい。
- ・ 平均保険料率 10%維持を支持。後期高齢者医療は全体で支えており、平均保険料率をどうすべきかは協会けんぽだけの問題ではない。医療保険制度全体をみれば、シミュレーションの結果をみるまでもなく保険料率の引き下げはありえない。

（事業主代表）

- ・ 色々なケースの試算結果を説明いただいたが、どう考えても先の見通しが暗い予測になる。今あるルールの中だけで考えても、国庫補助が増えない限り、収支はマイナスになっていくのではないかと。協会けんぽ全体というよりも、国としてどうするのか考えていかないと破綻してしまうかもしれない。抜本的に制度を変えていかないと難しいと思う。
- ・ 賃金が上がっている間は平均保険料率を 10%で維持することはやむを得ないが、今後賃金さがり始めた場合に可処分所得が少なくなならないように、保険料率を下げるなど柔軟な対応が必要と考える。

- ・ 保険料率はなるべく上げるのを遅らせてほしい。また、構造的変化が見られず、政府との折衝など加入者の負担増にならないよう模索してほしい。特に、高齢者の医療費負担など理解はしているが、それを穴埋めするために現役世代の保険料率が上がるというのはいかなるものか。10年先のことを考えて、今のうちから保険料率が上がらないような方策を偏りのない形で考えてほしい。

(被保険者代表)

- ・ 将来の見通しを踏まえ、準備金残高を減らさないように10%を維持していきましょう、との話であるが、法定準備金の5か月分も積み上がっているのだから、我々生活者が値上げ、値上げで困窮している中で、逆に準備金を取り崩すべきではないかと毎回申し上げている。抜本的に制度の根幹をどうするのか、という議論が本部レベルで必要なのではないか。
- ・ 10年先を見据えた場合に、どの試算結果を見ても収支が悪化するという状況が見て取れるため、平均保険料率10%を維持するのは理解できる。ただし、被保険者の立場としては、今回収支差がプラスになっているのだから、一時的に下げることも必要と考える。
- ・ 平均保険料率10%維持はやむを得ない。保険料率を引き下げた結果として早期に準備金を枯渇させるのであれば、次世代への負担の先送りになる。国庫補助率引き上げを求める努力もしてほしい。

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（佐賀支部）

（令和 5 年 10 月 25 日開催 佐賀支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 別紙『令和 6 年度保険料率に関する意見（佐賀支部評議会）』参照
- ・ 保険料率の変更時期は 4 月納付分からで、特に反対の意見はなし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 平均保険料を 10%に維持しても 10 年後には準備金がマイナスとなる点のみを注視するのではなく、保険料等の負担が実質的に増えている現実を考える必要がある。準備金は年々膨らみ 4 兆円を超えているのなら、一部でも現在保険料を負担している事業主・加入者に還元すべきである。
- ・ 準備金はどこまで積み上げれば良いのか、適正な水準について議論する必要があるのではないかと。また、準備金をどのように活用していくのかをもっと具体的に示すべきである。
- ・ 平均保険料率を引き下げた場合の各シミュレーションをみると、あまり大きな差はないのではないかと。平均保険料率を維持していくという考え方もあるが、一方で医療給付費を抑制する重要性が結果として示されたとも言える。保険診療の在り方等について見直しが必要な時期に来ており、今まで通り全て保険診療で賄うのに限界がきているのではないかと感じている。

（事業主代表）

- ・ 5 年、10 年後の財政を考えて 10%を維持したいという考えも理解できるが、準備金が膨れているのなら、若干でも平均保険料率を引き下げて様子を見ても良いのではないかと。
- ・ 経営者として、社会保険料はもちろん、従業員への賃上げによる人件費の増大、燃料費や材料費の高騰など負担が重く厳しい状況にあるため、準備金に余裕があるのなら少しでも保険料率を引き下げたい。

(被保険者代表)

- 保険料率の一番高い佐賀と一番低い新潟では保険料負担に較差があるため、保険料率の較差を解消する取り組みを推進していただきたい。

令和5年10月30日

全国健康保険協会
理事長 北川 博康 様

全国健康保険協会運営委員会
委員長 田中 滋 様

全国健康保険協会佐賀支部評議会

評議員 蕪竹 真吾

評議員 高祖 和彦

評議員 田中 美千代

評議員 中島 啓子

評議員 西岡 剛志

議長 平部 康子

評議員 福山 和彦

評議員 松尾 剛彦

評議員 宮原 和弘

(評議員五十音順)

令和6年度保険料率に関する佐賀支部評議会意見の提出について

このたび令和5年10月25日の佐賀支部評議会において、協会けんぽの収支見通しの説明を受け、令和6年度の保険料率についての議論を行い、評議会意見を集約いたしました。

つきましては、今後の平均保険料率に関する議論の参考としていただきたく、令和6年度の保険料率に関する佐賀支部評議会意見を提出いたします。

令和6年度保険料率に関する意見

全国健康保険協会の2022（令和4）年度決算では、保険料収入11兆3,093億円に対し、支出10兆8,774億円であり、収支差が4,319億円となった。このため、決算後の準備金に関しては、4兆円を優に超える4兆7,414億円となり、給付費等でみると昨年の5.2か月分から5.6か月分に積み上がっている。

確かに、令和4年度決算は、後期高齢者支援金に多額の精算（戻り分1,901億円）が生じたこと等により支出の伸びが抑えられた、一時的な特殊事情によるものであることは理解しているところではある。

しかしながら、今回示された2022（令和4）年度決算を足元とした収支見通し（2023（令和5）年9月試算）によると、運営委員会（令和5年9月20日）における委員の指摘を踏まえた追加試算（賃金上昇率：2.0%、医療給付費：3.1%）のケースにおいては、2026（令和8）年度をピークに黒字幅が緩やかに縮小し始め、2032（令和14）年度には単年度収支が赤字となる見通しとなっているものの、2033（令和15）年度準備金残高は給付費の1か月を優に超える5.9か月分を確保できる見通しが示されている。

現状、賃金水準は緩やかに上昇しているものの、物価上昇に賃金の伸びが追いついておらず、実質賃金が減少している状況下において平均保険料率10%を維持することは、保険料率を引き上げていることと同等である。また、最低賃金の引上げやエネルギー・穀物価格等の高騰により中小企業の経営は逼迫しており、加えて51人以上100人以下の企業においては、2024年10月に適用拡大が義務付けられ、更なる保険料負担が強えられることを考えると、佐賀支部の事業主・加入者に対して限界水準である平均保険料率10%を超える保険料負担を求めることは容認できるものではない。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ当佐賀支部評議会は、令和6年度に係る保険料率のあり方について次の通り意見を提出するものである。

記

- 都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあつた。しかし、地域の医療費は医療提供体制など多くの要因が関係しており、単純に医療給付費が高いことをもって、佐賀支部の事業主・加入者に全国一高い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点から容認できるものではない。
- 協会けんぽの財政について中長期的に考えるという基本スタンスは一定程度理解できるものの、準備金残高が積み上がっている状況を鑑みれば、令和6年度の保険料率に関しては、臨機応変な財政運営の原則に立ち返り平均保険料率を引き下げるべきと考える。また、都道府県単位保険料率を見直し、全国一律の保険料

率に戻すことも含めた議論を開始すべきである。

- 制度の見直しに時間がかかるのであれば、少なくとも都道府県単位保険料率に上限と下限を設定し、支部間較差が一定範囲内の料率となるような制度設計に着手すべきである。また、準備金については適正な水準を設定したうえで、超過分相当額については、現在保険料を負担している事業主・加入者に還元するなどの枠組みを設計すべきである。
- 収支見通しについて一定の前提のもと機械的に試算を行っているが、従来の指標に限らず、社会情勢等の変化を踏まえた様々な指標を加えた精緻な分析に基づき、平均保険料率のあるべき水準について議論するべきと考える。
- 医療費の伸び率を抑制するために、OTC 医薬品と同一の有効成分を含む医療用医薬品に対する保険給付の在り方の見直しの提言など、保険者として関係各方面への意見発信をより一層推進すべきである。
- 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第7条の21第1項）趣旨に鑑み、都道府県単位保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すべきである。

以 上

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（長崎支部）

（令和5年10月23日開催 長崎支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率については10%維持でやむを得ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 現在、物価高が非常に厳しい状況の中、賃上げを行っている企業が多いが、物価高に賃金が追いついていない状況がある。そのような中、協会けんぽの財政は近年比較的安定しており、準備金残高も積みあがっていることから、短期的にみると保険料率を引き下げてもいいように思える。これまでのシミュレーションでは、昨今の賃金上昇率が反映されていなかったが、今回2.0%の賃金上昇率のもと医療費の伸び率を一番低く見積もったケースでも、5年後には赤字となっている。今後の現役世代の減少、高齢者支援金の増加を考えると、先行きが相当厳しいということは資料を見て納得した。結論としては、中長期的な視点に立ち平均保険料率10%維持していく今の路線が妥当と考える。
- ・ 結論としては、平均保険料率10%維持は致し方ない。給与水準も上がり続けるわけではなく、様々な不確定要素がある中、財政がよい時に保険料率を下げたら、なかなか元に戻せないのが現状。平均保険料率10%を維持しても、いずれ近いうちに準備金残高に手をつけなければならない状況の中、業績が伸びているから保険料率を下げるという考えは避けなければならない。今の段階では10%堅持の立場をとりたい。
- ・ 保険料率を下げて、またすぐ上げるというのは、会社が運営をしていくうえでもやりにくい。中長期的に10%を維持しつつ、何らかの還元策等を考えた方がよい。

（事業主代表）

- ・ これまで平均保険料率10%を維持してきている中、保険料率を下げたことで財政が赤字となり、10%を超える保険料率になることを懸念する。保険料率を下げて、足りなくなったら上げるでは、10%ではなくもっと上がる可能性があり、そうすると個人の負担、事業主の負担も大きくなる。できるだけ平均保険料率10%を維持し、現状を続けていただきたい。

(被保険者代表)

- 賃金は上昇しているが、それに伴い負担する保険料も大きくなり、可処分所得が増えたという実感が持てない。そのような中、保険料率は下げていただきたいというのが本音ではあるが、将来的なことを考えると10%維持でやむを得ない。

令和 5 年 10 月 25 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（熊本支部）

（令和 5 年 10 月 24 日開催 熊本支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 出席した評議員全員が「平均保険料率は 10%維持が妥当」との意見であった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 平均保険料率は 10%維持が妥当。ただし、重要なのは納得感。中央と地方の賃金の状況は同じではない。今後、仮に賃金上昇率 2%が継続したとしても、中央と地方には格差があるのではないかと、という視点が地方の納得感のためには必要。

（事業主代表）

- ・ 厳しい経営環境に置かれている企業が多い中、平均保険料率は 10%が限界であることを踏まえ、現状維持が望ましい。

（被保険者代表）

- ・ 平均保険料率は 10%維持が妥当。ただし、医療費（支出）に無駄や問題がないか、医療のかかり方、ジェネリック医薬品の製薬メーカーの問題、診療報酬の構造的な問題など、多方面に亘って取り組みを検討していただきたい。
- ・ 平均保険料率は 10%が限界。高齢者医療への支援金等が協会けんぽの支出の 3 割超を占める現状に疑問がある。保険という仕組みのうえで、異なる保険者間で費用を賄うことが正しい在り方なのか。今後、平均保険料率が 10%を超える背景に高齢者医療への仕送りがあるならば、それは税金によって賄うべき。

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（大分支部）

（令和5年10月26日開催 大分支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料については、10%を維持することはやむを得ないという意見が多数であったが、一部の評議員からは、引き下げを検討すべきという意見も出た。
- ・ 保険料率変更の時期は、令和6年4月納付分（3月分）からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 平均保険料率を下げるのは難しいが10%が限界と考えるのであれば、都道府県単位保険料率に差がある中で、納得できる範囲の上限を設定することで平均保険料率10%も容認できるようになるのではないか。
- ・ 国では苦しい世帯に対策をしていくという流れがある中で、準備金が積み上がっているのであれば、保険料率を一旦下げ、世帯の負担を減らすような流れにしてもよいのではないか。
- ・ 保険料率の議論にあたって、制度変更、被保険者の範囲拡大、賃金上昇の見込みなど不確定要因があり、議論しづらい状況にある。
- ・ 減税よりも社会保険料の引き下げの議論が出ている中、これだけの準備金を保有していることが批判の対象にもなりうるため、保険料率の引き下げに使わないことについてきちんと説明できるようにしなければならない。

（事業主代表）

- ・ 中小企業が厳しい状況にあることを考えると、少しでも保険料率を下げたいのが本音であるが、制度が持続的かつ安定的に運営されるためには10%維持はやむなしと考える。
- ・ 収支シミュレーションが毎年5年後に赤字に転落するということを繰り返すならば、保険料率の引き下げの議論があっても然るべきと考える。
- ・ 今後収支が悪化した際は、直ちに保険料率を上げる議論をするのではなく、国庫補助率の引き上げや後期高齢者支援金の在り方について議論するなど、本来の保険制度の在り方を議論すべき。

(被保険者代表)

- ・ 数年後には赤字転落することを考慮すると、保険料を下げるということは考えづらく、10%維持が限界であると考えている。
- ・ 被保険者の負担が増えていく中で、後期高齢者支援をどれだけしなければならぬのか気になっている。

令和5年10月26日

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（宮崎支部）

（令和5年10月24日開催 宮崎支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 平均保険料率10%維持について異論なし
- ・ 保険料率の変更時期は、令和6年4月納付分（3月分）からでよい

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- ・ 平均保険料率を判断するにあたって、シミュレーションで設定している数字が正しくないと意味がない。現在の経済情勢から、今回設定している賃金上昇率2%という数字が本当に妥当な数字なのか。それ自体の議論も必要ではないか。

（被保険者代表）

- ・ 定年等の延長により働く年齢が上がることで、保険料収入にも影響が出てくるのではないか。現在の指標だけでなく、年齢構成等加味したシミュレーションも必要ではないか。

令和 5 年 10 月 25 日

令和 6 年度保険料率に関する評議会における意見（鹿児島支部）

（令和 5 年 10 月 23 日開催 鹿児島支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和 6 年度平均保険料率については、協会のおかれた現状を踏まえると、10%維持が妥当と考える。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 高額薬剤の保険適用や終末期医療により、医療費は益々増大していくと考える。10%維持ができる間は維持してほしい。
- ・ 賃金上昇率について、大手はこれ以上伸びているようだが、中小規模では2%は妥当だと考える。

（事業主代表）

- ・ 医療提供体制や過度な医療などを根本的に見直さなければ、ますます医療費の増大が危惧される。

（被保険者代表）

- ・ 平均保険料率 10%維持等、協会けんぽの方向性については、賛成。賃金上昇率見込みについて 2%は妥当と思う。

令和6年度保険料率に関する評議会における意見（沖縄支部）

（令和5年10月23日開催 沖縄支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 令和6年度の平均保険料率については、10%維持が妥当である。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和6年4月納付分からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 保険料率については本来下がることが望ましいが、昨今の物価上昇や少子高齢化も踏まえた中長期のタイムスパンで考えると、今は平均保険料率10%を維持すべきであると考えます。
- ・ 今後予想される厳しい財政状況を踏まえ、国庫補助率の引き上げについても協会全体として検討する必要があるのではないか。
- ・ 協会けんぽが健康保険制度のセーフティネットの役割を果たしていることを国にも良くご理解を頂いて、保険料率があまり高騰しないような仕組みづくりを構築していただく必要があるのではないか。

（事業主代表）

- ・ 今後、準備金残高を一気に枯渇させないためにも、平均保険料率については10%維持とせざるを得ないと思う。
- ・ 5年収支見通しでは厳しい予想がされているが、今後の賃金上昇率を少し低く見積もりすぎているのではないか。感覚的には、賃金上昇率はもう少し高いような気がしている。